

## 社会保険給付の“小分け”申請と保険料免除

社会保険の給付金申請時に、小分けにしてでもできるだけ早く受給したいと労働者の方が希望することがあります。申請の回数が増えると事務の手間とはなりますが、まずは最短で給付を請求・申請できるタイミングを把握し、かつ事業所がどこまで対応するつもりかを決めておくことが重要です。

以下には最短の申請とその影響、社会保険料

免除(健康保険・厚生年金)の有無をまとめました。給与がなく社会保険料を控除できない場合には、本人負担の保険料を事業所に入金してもらう必要があります。給付(収入)の説明と併せて保険料の精算方法を説明するとスムーズです。なお、下表では各給付の要件や申請の時効については省略していることにご留意ください。

### <給与がないときの保険給付と小分けの申請について>

事由	制度(給付名)	小分けにするポイント	健厚/社保料
業務上・通勤による休業	労災保険 (休業(補償)給付)	休業しており賃金がない・少ないため休業(補償)給付の対象となる日であれば、一度に請求する日数に上限はありませんが、その都度医師の証明が必要となります。行政のパンフレットでは1か月ごとの請求を勧めています。一般的には通院時に医師の証明を取り付けるため、ご本人の通院のタイミングでまとめて請求することも可能です。 なおこの場合の、労災指定病院でないときの医師の証明費用については、別途請求すれば文書料が支払われます。	通常通り発生する
私傷病による休職	健康保険 (傷病手当金)	対象となる日であれば、一度に申請する日数などに決まりはありませんが、療養中であれば定期的に通院するのが一般的です。申請のためには、その都度医師の証明(有料)が必要です。	通常通り発生する
産前産後休業	健康保険 (出産手当金)	対象となる産前産後休業期間内であれば分けて申請することができ、一度に申請する日数などに決まりはありません。しかし実出産日まで(産前期間)の申請については、毎回医師の証明が必要であり、また出産予定日を含む期間の申請後に予定日と異なる出産となった場合には、何らかの訂正作業が必要となります。医師の証明には費用がかかりますので、どこで区切って申請するのか、事前によくご検討ください。	免除あり
育児休業	雇用保険 (出生時育児休業給付金)	出生時育児休業は、28日以内(分割取得の場合は通算して)と決められていますが、給付金については、産後休業期間の終了を待ってまとめて申請する必要があります。	免除あり <sup>※注</sup>
	雇用保険 (育児休業給付金)	育児休業給付金については、育児休業開始日から1か月ごとに区切り、原則は2か月の休業が経過した後の申請となります。希望があれば1か月ごとに申請することも可能です。	免除あり <sup>※注</sup>
介護休業	雇用保険 (介護休業給付金)	支給申請は、1回の介護休業ごとに、支給対象期間(最大3か月分)すべてについて、まとめて行います。そのため、申請は介護休業終了日(介護休業期間が3か月以上にわたるときは介護休業開始日から3か月を経過した日)を待つ必要があります。	通常通り発生する

※注 取得した期間によっては、社会保険料(月額または賞与)を免除されないことがあります。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>  
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXが迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711